

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和7年3月26日策定

相 馬 市

目 次

第 1 章 計画策定の趣旨	3
第 1 節 計画策定の背景と目的.....	3
第 2 節 計画の位置付け.....	4
第 3 節 計画対象区域.....	5
第 4 節 計画目標年次.....	5
第 5 節 計画策定の検討手順.....	6
第 2 章 関連計画の状況	7
第 1 節 関連計画の状況.....	7
1－1 国の動向.....	7
1－2 福島県が定める計画.....	8
1－3 本市が定める計画.....	8
第 3 章 本市の概況	9
第 1 節 自然的状況.....	9
1－1 位置及び範囲.....	9
1－2 気象.....	10
第 2 節 社会的状況.....	11
2－1 人口動態・分布.....	11
2－2 産業の動向.....	12
2－3 交通網.....	18
2－4 将来計画「相馬市マスタープラン 2017」.....	19
第 4 章 ごみ処理の現況	20
第 1 節 ごみ処理フロー.....	20
第 2 節 ごみ処理体制.....	21
2－1 ごみ分別区分.....	21
2－2 収集運搬体制.....	22
2－3 中間処理体制.....	23
2－4 最終処分体制.....	24
2－5 廃棄物処理施設の位置.....	25
第 3 節 ごみ処理の実績.....	26
3－1 ごみ発生量.....	26
3－2 燃やすごみ処理量.....	27
3－3 資源物回収量.....	28
3－4 最終処分量.....	29
3－5 集団回収量.....	30
3－6 生ごみ処理機等設置奨励金.....	31
3－7 ごみ質.....	32
3－8 ごみ処理経費.....	34

第5章 現況の評価と課題の抽出	35
第1節 現況の評価	35
1－1 一般廃棄物処理システム指針	35
1－2 分別収集区分	35
1－3 適正な循環的利用・適正処分の方法	36
1－4 一般廃棄物処理システムの評価	38
第2節 課題の抽出	40
2－1 収集・運搬の課題	40
2－2 資源化・減量化の課題	42
2－3 中間処理の課題	47
2－4 最終処分の課題	48
第6章 計画処理量の推計	50
第1節 ごみ排出量の推計	50
1－1 計画収集人口	50
1－2 ごみ排出量の予測	51
第7章 ごみ処理基本計画	60
第1節 基本方針	60
1－1 基本方針	60
1－2 目標値	60
第2節 ごみ処理体系	61
第3節 排出抑制・再資源化計画	62
3－1 市の役割	62
3－2 住民の役割	62
3－3 事業者の役割	63
第4節 収集・運搬計画	64
4－1 収集区分等	64
4－2 収集運搬体制	64
第5節 中間処理計画	64
5－1 ごみ焼却施設の整備	64
5－2 資源化施設の整備	64
第6節 最終処分計画	64
6－1 最終処分場の適正管理	64
6－2 最終処分場の残余容量の把握	64

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の背景と目的

近年、ごみ排出量の増大や質の多様化に対し「循環型社会」への転換が求められている。

すなわち、「単に燃やして埋める処理」から、排出抑制に努め、リサイクル可能なものは極力リサイクルし、なお排出されるものについて焼却などの中間処理を行うとともに、熱エネルギーの回収を行うといったトータルの視点からのごみの資源化・適正処理が必要とされている。

こうした環境負荷低減に向けて我が国において、平成12年6月には「循環型社会形成推進基本法」が施行され、循環型社会形成のための基本的な枠組みが定められ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）」の改正、「資源の有効な利用の促進に関する法律」の施行によって、ごみの資源化・適正処理に対する一般的な仕組みが確立した。そして、それらを基に、個別の物品に対する対策として個々の法律が施行され、循環型社会へ向けた法整備が進んでいる。

また、平成23年3月11日発生した東日本大震災により相馬市（以下「本市」という。）を含めた、東日本沿岸部において甚大な被害を受け、令和元年に発生した東日本台風、令和3年2月13日に発生した福島県沖地震、令和4年3月16日発生した福島県沖地震と約10年間に4度の大規模災害を経験している。このような状況を鑑みて、今後においても、自然災害の発生が予想されることから災害が発生したとしても、迅速にごみ処理体制の構築を図ることが必要とされている。

廃棄物の処理に関しては、本市の一人当たりのごみの排出量が国及び県の平均を上回っており、廃棄物の減量化、最終処分場の延命化が課題となっている。

今回、本市において策定する一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「本計画」という。）は、ごみの発生から処分まで一貫したごみ処理業務を適正に総合的かつ計画的に実施するため、平成21年8月に策定した計画を見直し、最上位の計画である「相馬市マスタープラン2017」をもとに本計画を策定する。

第2節 計画の位置付け

「廃棄物処理法」第6条第1項の規定により、市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならないこととされている。

平成28年9月に改訂された「ごみ処理基本計画策定指針」では、一般廃棄物処理計画は、図1-2-1に示すとおり、一般廃棄物処理の主要な柱となる長期計画である「一般廃棄物処理基本計画」と、基本計画に基づき年度ごとに定める「一般廃棄物処理実施計画」から構成される。また、基本計画と実施計画はそれぞれ、ごみに関する部分及び生活排水に関する部分から構成されている。

本計画は、ごみに関する基本計画である「ごみ処理基本計画」に位置付けられる。ごみ処理基本計画は、市町村等が長期的・総合的視野に立って、ごみ処理を将来にわたり適正かつ計画的に行うため、ごみの排出抑制、減量化・再生利用の推進、収集・運搬、中間処理及び最終処分に至る全てを包含するものである。基本計画は10～15年の長期計画とし、おおむね5年ごとに改訂するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行うことが適切であるとされている。

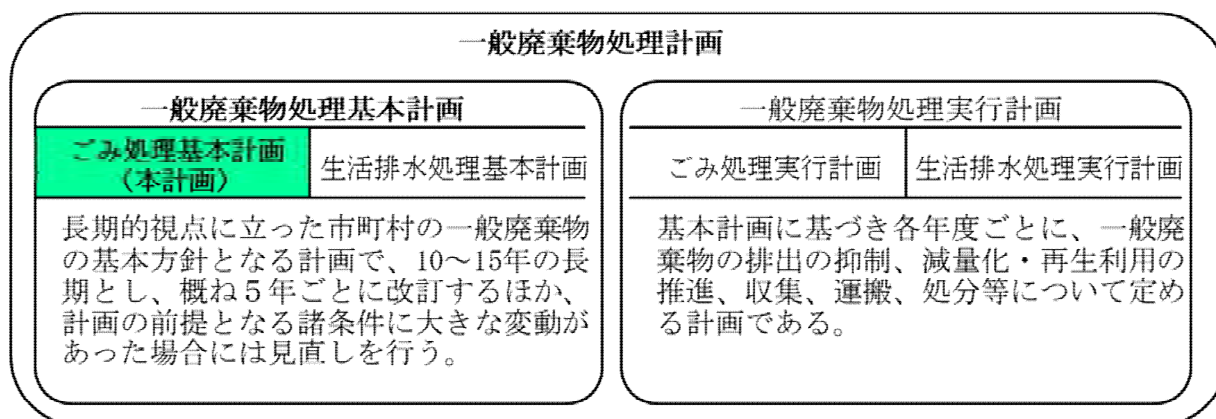


図1-2-1 一般廃棄物処理計画の構成

第3節 計画対象区域

本計画における対象区域は、図 1-3-1 に示す本市の圏域全体とする。

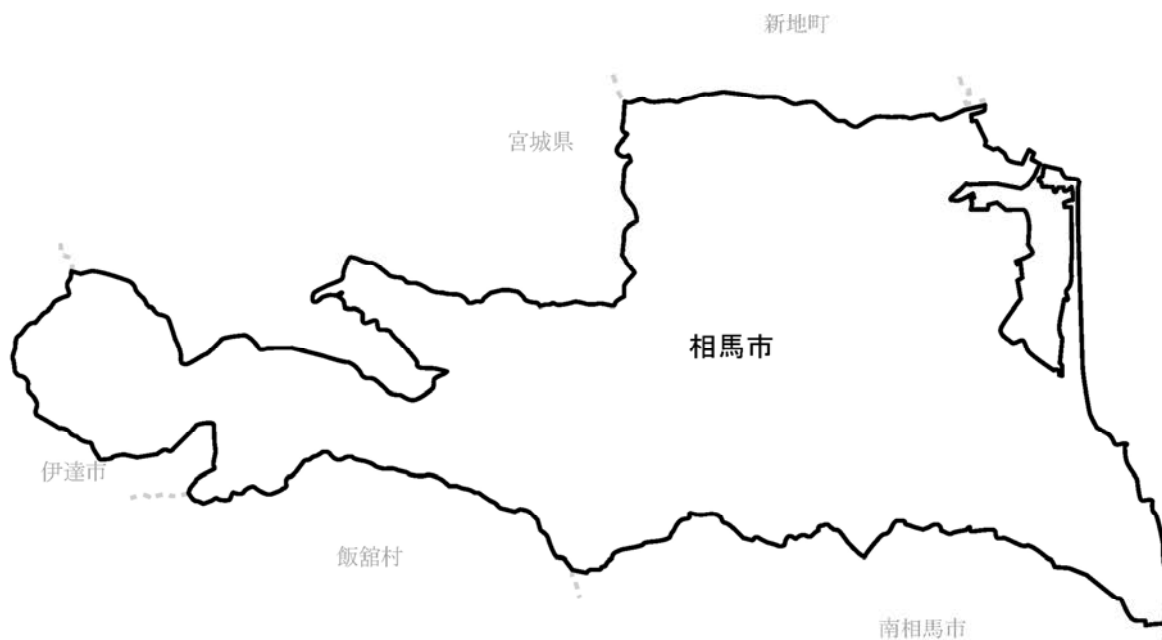


図 1 - 3 - 1 計画対象区域

第4節 計画目標年次

本計画は長期的展望に立った計画であり、また、諸指針において基本計画は10～15年の長期計画とされている。そのため、令和6年度を基準年度とし、10年先の令和16年度を計画目標年次とする。

なお、諸条件に大きな変動のあった場合は、適宜見直しを行うものとする。

計画目標年次	=	令和16年度
計画期間	=	10年間

第5節 計画策定の検討手順

計画策定の検討手順を図 1-5-1 に示す。計画策定に当たっては、本市が策定している関連計画を踏まえて行うものとする。

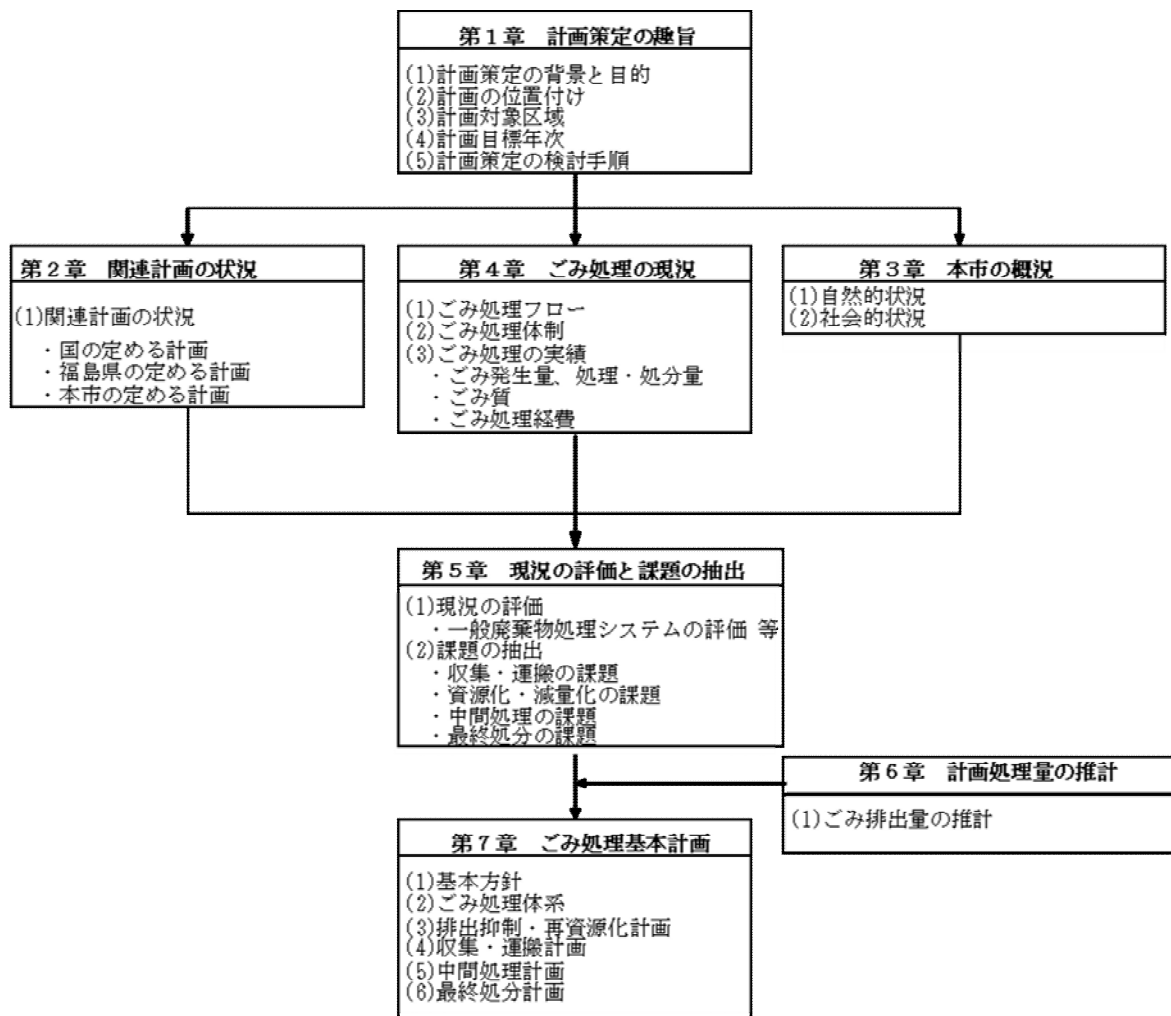


図 1 - 5 - 1 計画策定における検討手順

第2章 関連計画の状況

第1節 関連計画の状況

1-1 国の動向

第五次循環型社会形成推進基本計画

令和6年8月2日に第五次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定された。

第5次循環型社会形成推進基本計画の概要及び将来像

<循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり>

- ・循環経済への移行により循環型社会が形成され、持続可能な社会が実現
- ・環境負荷の低減に加え、人々は豊かな暮らしを送り、企業も利益を得て成長

<資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環>

- ・環境配慮設計、リユース・リペア等の促進、リサイクル高度化
- ・バリューチェーンの循環性指標策定等による取組の進捗の見える化
- ・関連する事業者間で循環資源に関する情報共有
- ・持続可能な資源や素材に対する認証とそれに基づくグリーン調達

<多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現>

- ・人口減少・少子高齢化の進む状況下においても循環資源が各地域・各資源に応じた最適な規模で循環
- ・地域コミュニティの再生、雇用の創出、地場産業の振興や高齢化への対応等地域課題の解決や地方創生が実現
- ・自然環境の管理、循環システムの構築による生態系の保全
- ・循環分野の経済活動による地域の経済社会の活性化等の先行地域の取組に係る情報の全国的横展開のための整理・共有

<資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行>

- ・3Rを促進する新たな技術開発、企業による情報開示等の仕組みが整えられ、ESG投資の拡大
- ・リユースや、循環資源・再生可能資源を用いた製品の利用拡大
- ・災害廃棄物処理の加速化、広域連携体制の構築

<適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進>

- ・環境上適正な国際的な資源循環体制の構築
- ・我が国の資源循環に係る技術やインフラの国際展開、国内外で資源効率性や循環性が向上

1-2 福島県が定める計画

(1) 福島県廃棄物処理計画（令和4年1月）

福島県は、「廃棄物処理法」第5条の5第1項の規定に基づき、平成14年3月に「福島県廃棄物処理計画」（第一次計画）を策定し、循環型社会の構築を目指して、廃棄物の発生抑制、循環的利用の促進及び適正処理の確保に関する取組みを進めてきた。

平成27年3月には、東日本大震災と東京電力福島県第一原子力発電所の事故の影響が廃棄物処理にも大きな影響を及ぼしたことから、新たな廃棄物処理計画の策定を行った。

一方国では、国際的な社会情勢をととして、平成27年に国連の「持続可能な開発サミット」において様々な環境問題を背景に持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、平成28年に気候変動問題に関する国際的な枠組みである「パリ協定」が発行し、令和3年にはCOP26において、産業革命以前の世界の平均気温の上昇を1.5℃に抑えるための努力を追求することが決議され、また海洋プラスチックごみ問題の顕在化や新型感染症対策に伴う、生活様式等の変化、デジタル化の進展等、廃棄物処理対策と直接関連する分野についても大きく変化し、環境・経済・社会の課題が相互に関連・複雑化している現状を踏まえ、平成30年第5次環境基本計画を策定し、環境・経済・社会の統合的向上の具現化や「地域循環共生圏」の創造等により、持続可能な社会を目指すこととしている。

福島県では、このような状況を踏まえ、地球温暖化対策にも配慮して循環型社会形成を推進するため、県政運営の基本指針として策定した福島県総合計画を環境面から実現することを目指した計画である第5次福島県環境基本計画における廃棄物分野の施策の柱である「循環型社会の形成」を基に、基本計画を策定し、計画の中で一般廃棄物に係る目標を表2-1-1のように掲げている。

表2-1-1 一般廃棄物に係る目標値

項目	実績値 (令和元年度)	予測値 (令和12年度)	目標値 (令和12年度)
県民一人1日当たりごみ排出量(g/人・日)	1,035	976	860以下
リサイクル率(%)	12.7	8.2	17.5以上

項目	実績値 (令和元年度)	予測値 (令和8年度)	目標値 (令和8年度)
1日当たりの最終処分量(t/日)	255	157	150以下

1-3 本市が定める計画

本市では、平成21年8月に一般廃棄物処理基本計画を策定している。本計画においては、この計画の中のごみ処理基本計画を見直すものとする。

第3章 本市の概況

第1節 自然的状況

1-1 位置及び範囲

本市は、福島県の東北端に位置し、市域は東西 28 km、南北 13 km で面積は 197.67 k m² である。高速交通網と重要港湾相馬港および相馬中核工業団地との連携による、南東北地方の生産物流の拠点都市となりつつある。

西に阿武隈高地が連なり、東は太平洋に臨む。市域は、平坦地と山間部とが相半ばし、市街地は中央の平坦地にある。川は市街地を流れる宇多川をはじめ 4 河川があり、太平洋に注いでいる。宇多川の砂嘴として発達した大洲は、松川浦の東に延びた優美な海岸線になっている。

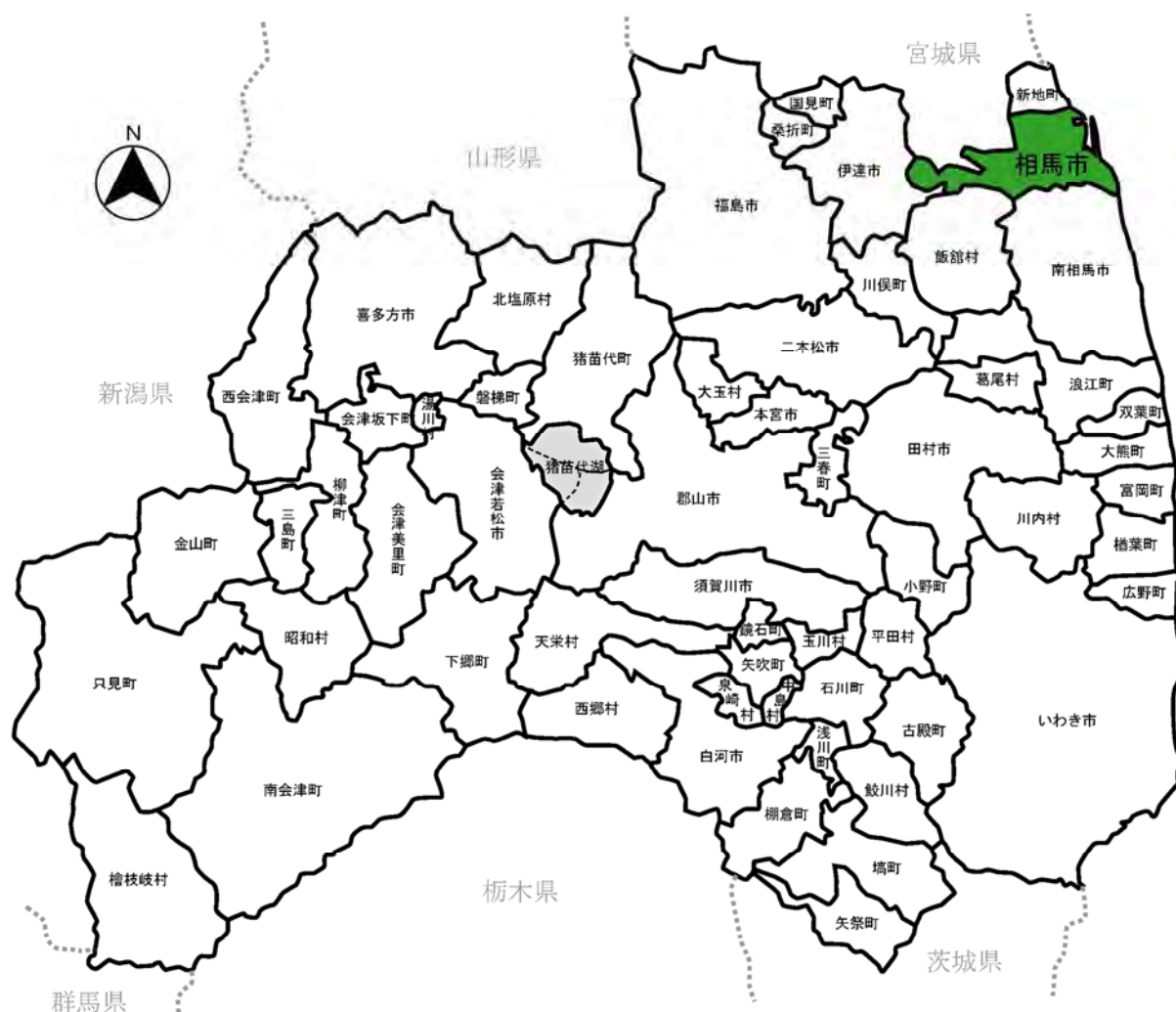


図 3-1-1 本市の位置

1-2 気象

気候は、東北南部に位置し、太平洋に面していることから、東日本型の海洋性気候に属し、冬季も温暖で降雪も少なく、気温の年較差は県内他地域よりも比較的小さく、さわやかで過ごしやすい地域である。令和5年度の年間降水量は876.5mm、年間平均気温は14.75℃、最高気温は8月28日の36.5℃、最低気温は1月29日の-9.3℃となっている。

		単位	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	合計 平均
R4	降水量	mm	10.0	34.0	63.5	104.5	69.0	209.0	232.5	100.0	123.5	96.5	76.0	18.5	1137.0
	平均気温	℃	1.8	1.8	5.9	11.3	16.1	19.8	24.3	24.8	21.7	15.1	11.5	4.3	13.2
R5	降水量	mm	4.00	26.50	45.00	21.50	111.50	166.00	51.00	46.00	283.50	56.50	37.50	27.50	876.50
	平均気温	℃	2.6	3.1	8.8	13.3	16.4	21.3	26.2	27.9	24.6	16.1	11.0	5.7	14.75

(資料：気象庁HP)

表 3-1-2 気象の概況

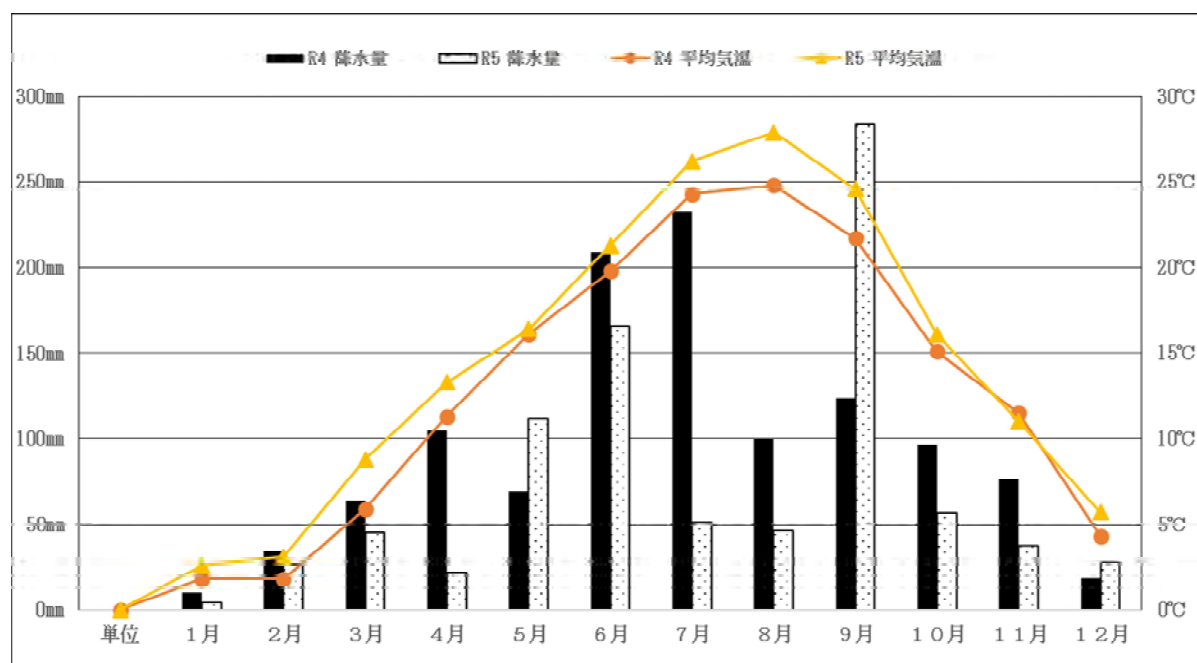


図 3-1-2 気象の概況

第2節 社会的状況

2-1 人口動態・分布

令和5年度における人口は、現住人口ベースで3月時点32,504人、世帯数は14,223世帯、1世帯あたりの人口は2.3人となっている。

推移としては、令和元年度から比較すると、人口は1,980人の減少、世帯数は112世帯の減少となり、昨今の数年間の立て続けの災害の影響等により減少の一途をたどっている。

表3-2-1 人口の推移

	R1	R2	R3	R4	R5	伸び率 (対R1)
人口	34,484	34,046	33,568	33,070	32,504	94%
世帯	14,335	14,328	14,310	14,279	14,223	99%
1世帯あたりの人口	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3	95%

(資料：相馬市住民基本台帳)

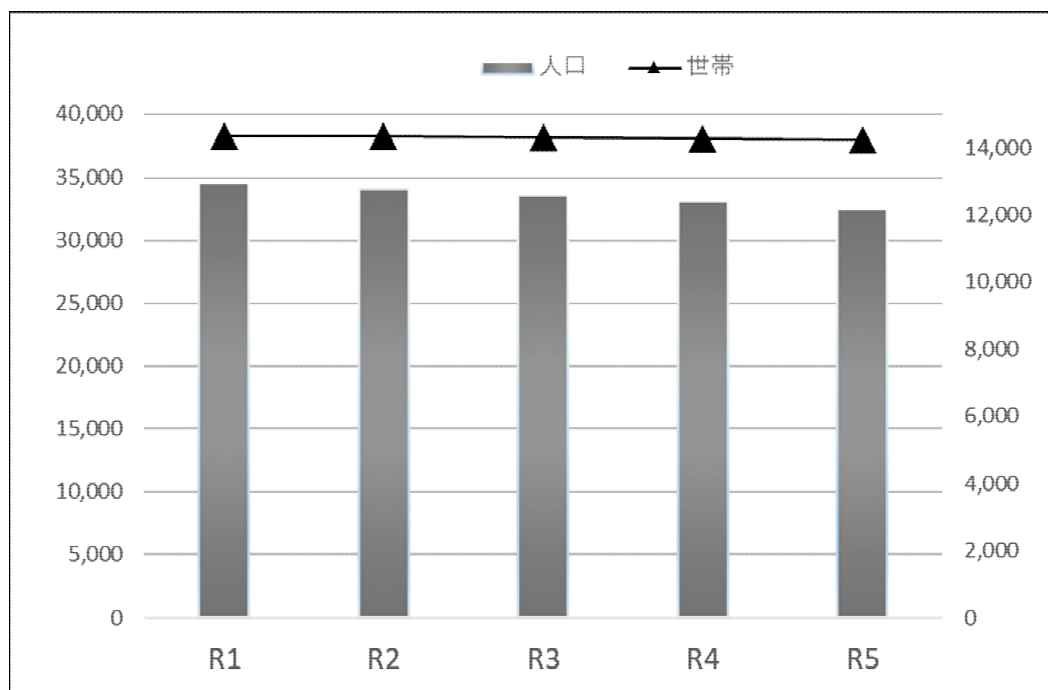


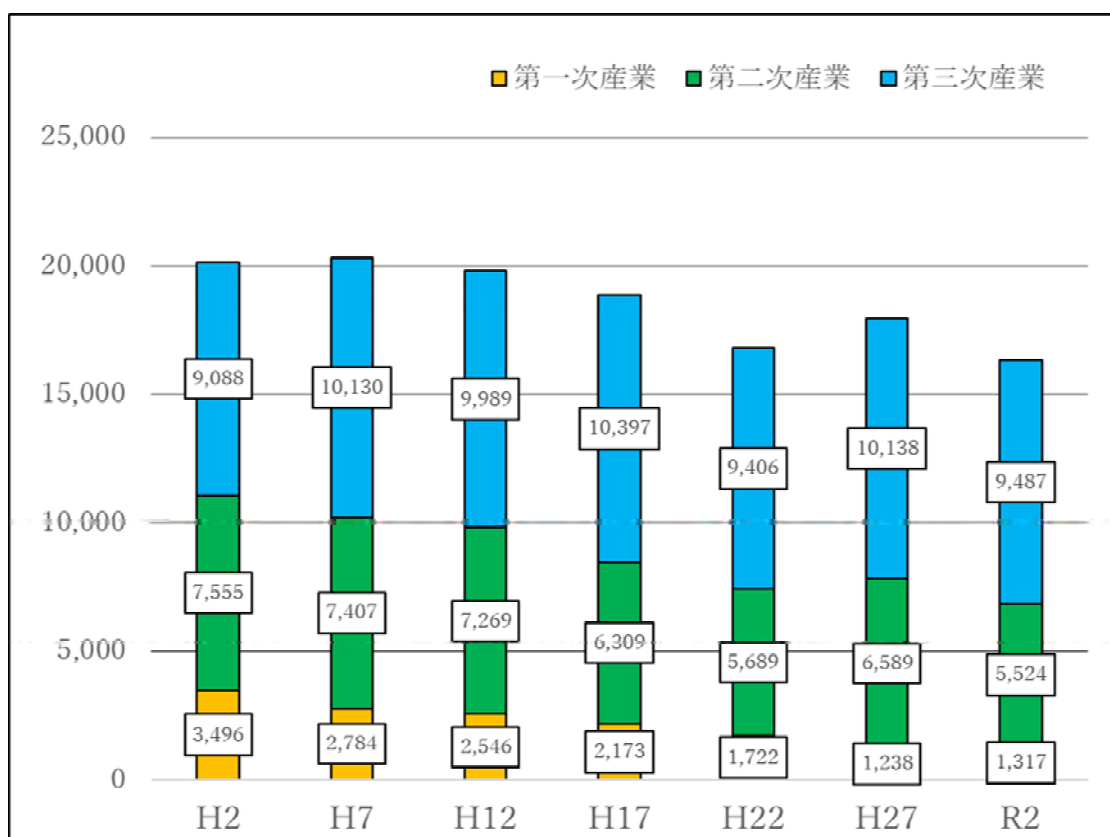
図3-2-1 人口の推移

2-2 産業の動向

(1) 就業構造

令和2年における就業構造は、第1次産業1,317人(8%)、第2次産業5,524人(33.8%)、第3次産業9,487人(58.1%)となっている。

推移としては、第3次産業が平成17年及び平成27年に増加しているが全体的に見ると減少傾向を示している。



(資料：国勢調査)

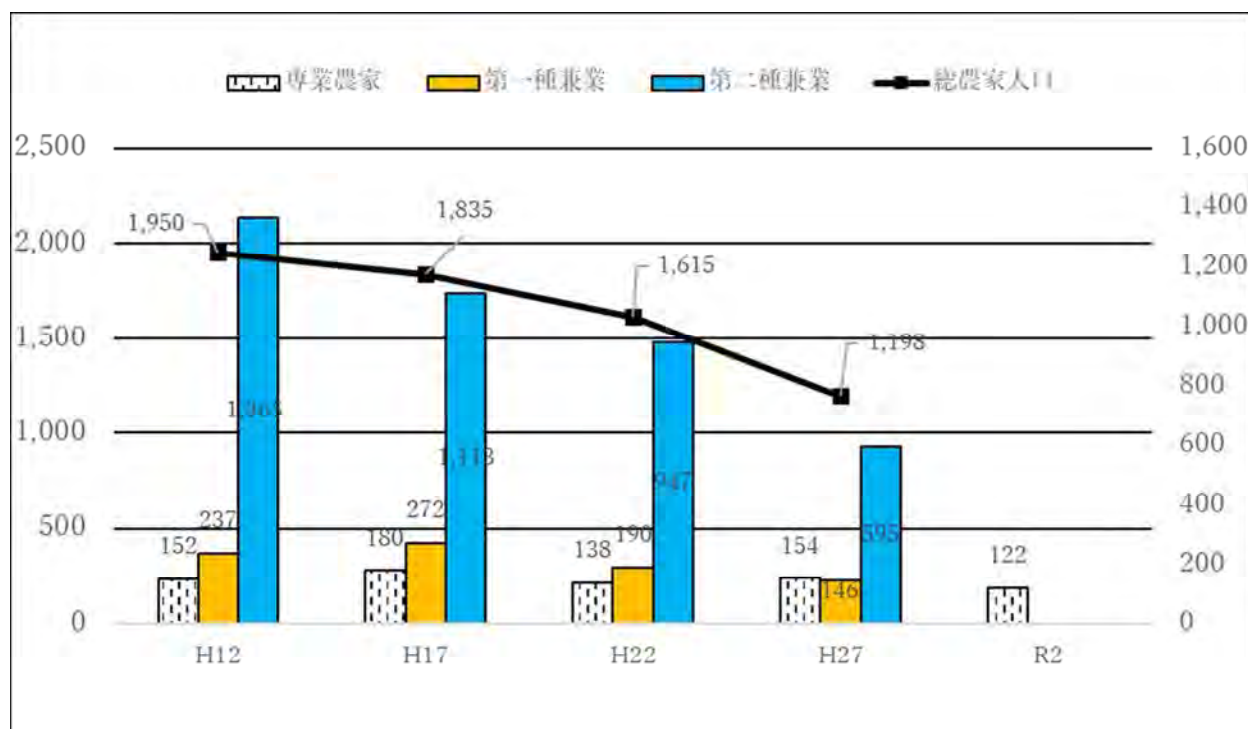
図3-2-2 就業構造の推移

(2) 農業

平成 27 年における総農家数は、1,198 戸（専業農家数 154 戸、第一種兼業農家数 146 戸、第二種兼業農家数 595 戸）となっている。

推移としては、専業農家・第一種兼業農家、第二種兼業農家すべてにおいて減少に転じているので全体で見ると減少傾向を示している。

なお、令和 2 年度より専業別統計（第一種専業農家、第二種専業農家）が廃止したため、令和 2 年度は参考値を表示している。



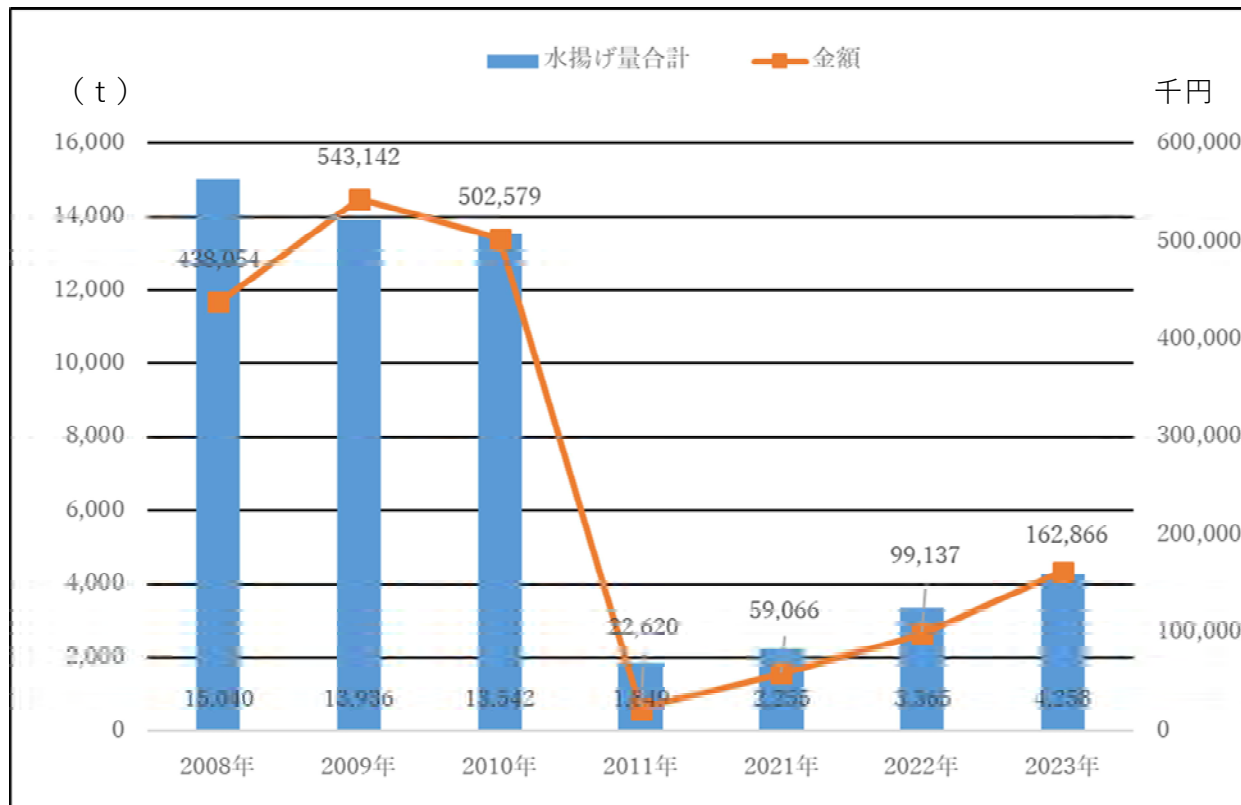
(資料：福島統計年鑑)

図 3 - 2 - 3 農家数の推移

(3) 水産業

平成 22 年度における水揚げ数は 13,542 t、水揚額は 502,579 千円となっている。

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響で、平成 23 年度 3 月 12 日から令和 3 年度まで漁業活動の自粛を余儀なくされたが、事故による影響確認のための試験操業を行い、令和 3 年 4 月より試験操業から本格操業に向けた拡大操業へ移行している。



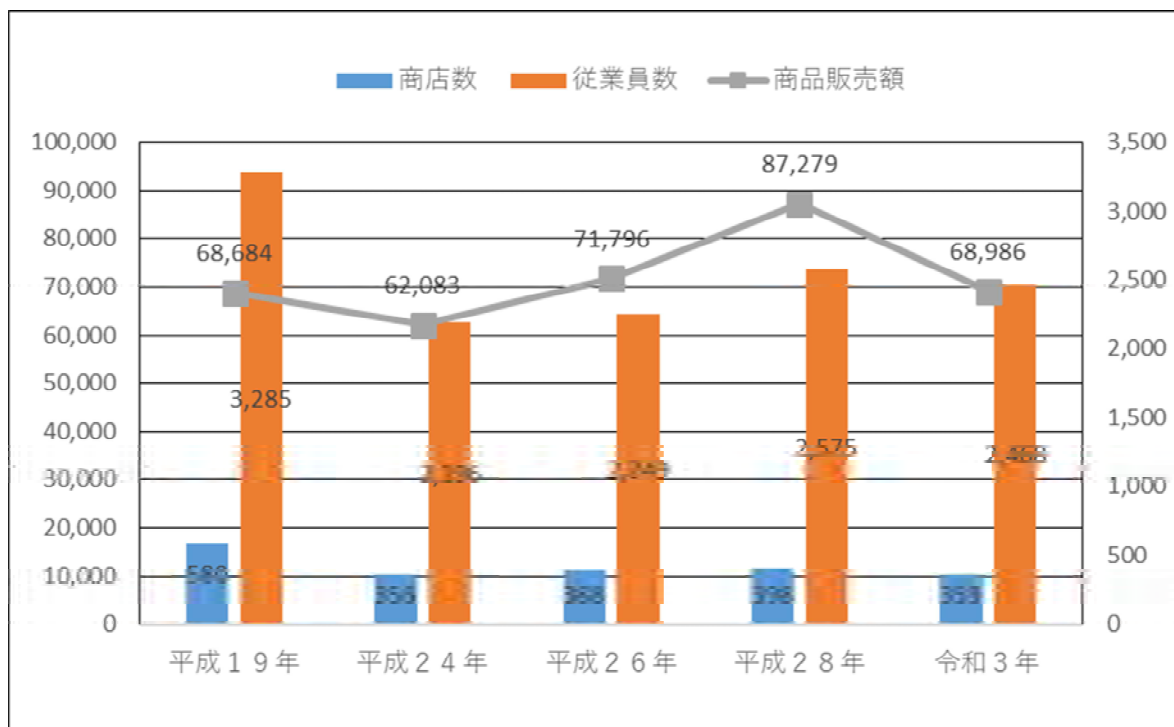
(資料：相馬市の漁業)

図 3 - 2 - 4 水産業水揚げ高の推移

(4) 商業

令和3年における商業は、商店数359件、従業者数2,468人、商店販売額68,986百万円となっている。

推移としては、本市の商店数、従業者数及び年間販売額は、平成24年までは減少傾向が見られるが、平成24年以降からは横ばい傾向となっている。



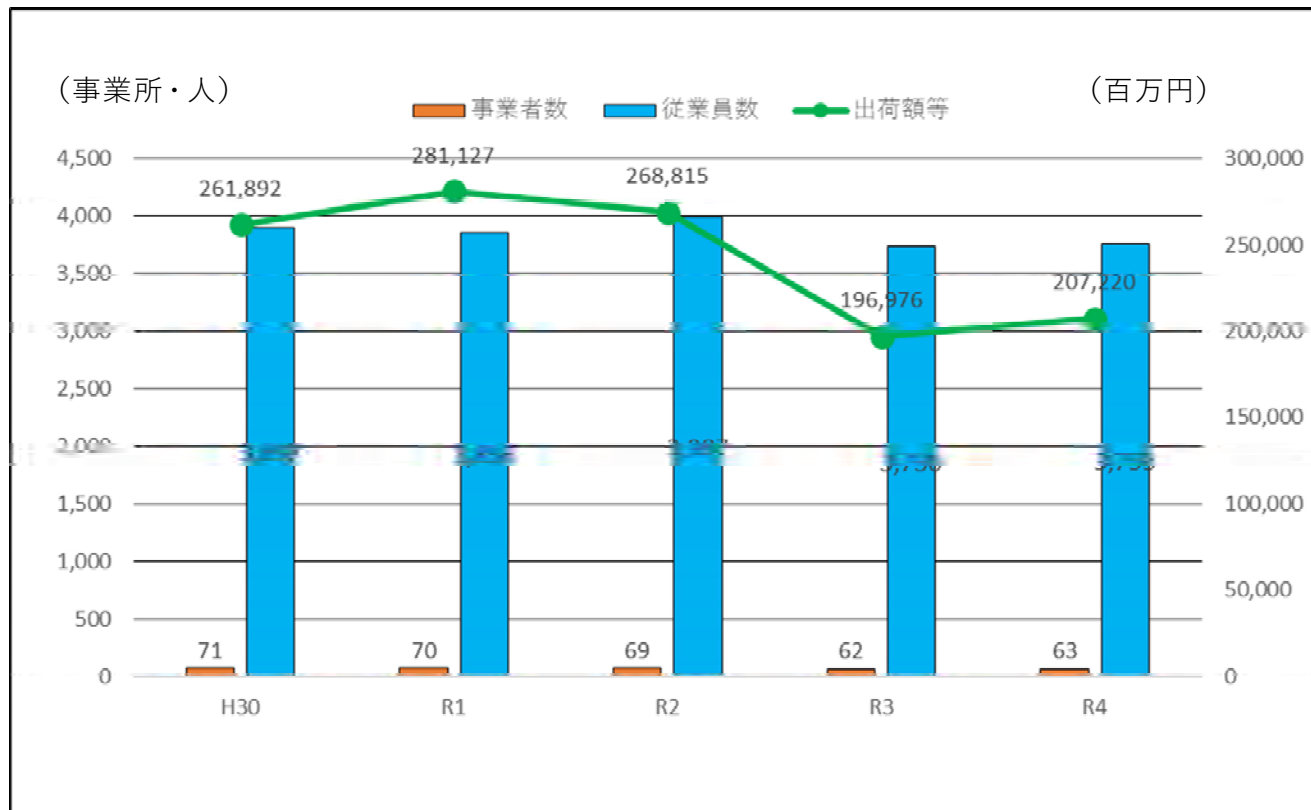
(資料:商業統計調査(平成19年まで及び平成26年)
経済センサス(平成26年を除く平成24年以降))

図3-2-5 商店数・従業者数・販売額の推移

(5) 工業

令和3年における工業は、事業所数63件、従業者数3,753人、出荷額等207,220百万円となっている。

推移としては、事業所数は平成29年と比較すると8件減少、従業者数は144人、出荷額等は5,467百万円減少している。



(資料：工業統計調査(平成27年まで)、経済センサス、福島県の工業)

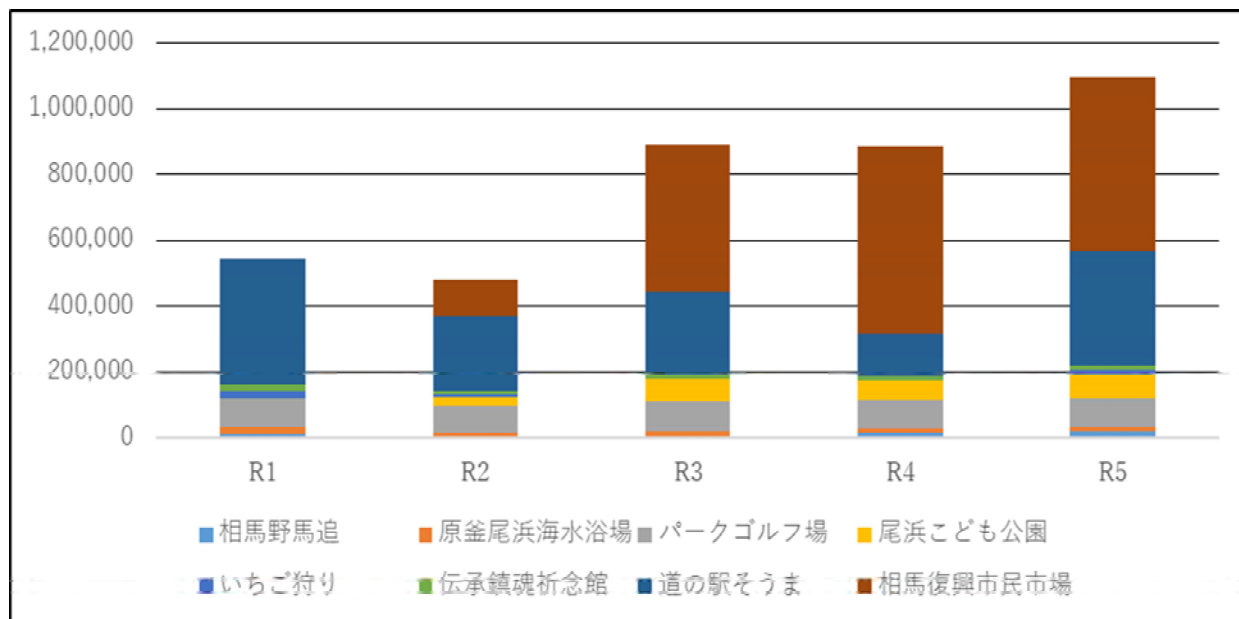
図3-2-6 製造業事業所数・従業者数・出荷額等の推移

(6) 観光

令和5年における観光客数は、1,097,159人となっている。主要な観光地点は、原釜尾浜海水浴場、相馬野馬追、相馬復興市民市場、和田観光いちご園、パークゴルフ場などがある。

令和2年度より相馬復興市民市場が完成し、年々観光客が増加傾向となっている。

なお、令和2年度において新型コロナウイルスの感染拡大の防止のため、相馬野馬追を無観客にて実施した。



	R1	R2	R3	R4	R5
相馬野馬追	14,000	-	5,000	15,000	23,000
原釜尾浜海水浴場	20,070	18,153	15,376	15,725	11,358
パークゴルフ場	88,038	80,884	92,032	84,906	86,351
尾浜こども公園	-	25,030	69,788	62,106	70,245
いちご狩り	20,530	8,088	-	-	12,906
伝承鎮魂祈念館	22,251	9,912	11,564	11,917	14,210
道の駅そうま	379,131	227,286	247,377	129,615	347,937
相馬復興市民市場	-	112,482	448,064	565,808	531,152

(資料：福島県観光客入込状況)

図3-2-7 観光客数の推移

2-3 交通網

交通網は東京から水戸・いわき市を経て仙台市に至る国道6号（起点：東京都中央区～終点：宮城県仙台市）が縦断し、国道115号（起点：福島県相馬市～終点：福島県耶麻郡猪苗代町）をもって福島市へ、国道113号（起点：新潟県新潟市～終点：福島県相馬市）で山形方面へ至る。

鉄道は、太平洋沿岸にJR常磐線が南北に走っている。

中央部には、常磐自動車道が通り、相馬インターチェンジまで東京からは約4時間、仙台市へは約1時間で結ばれている。

また、相馬インターチェンジは東北中央自動車道（相馬福島道路）と接続しており、県都福島市とは約1時間で結ばれている。

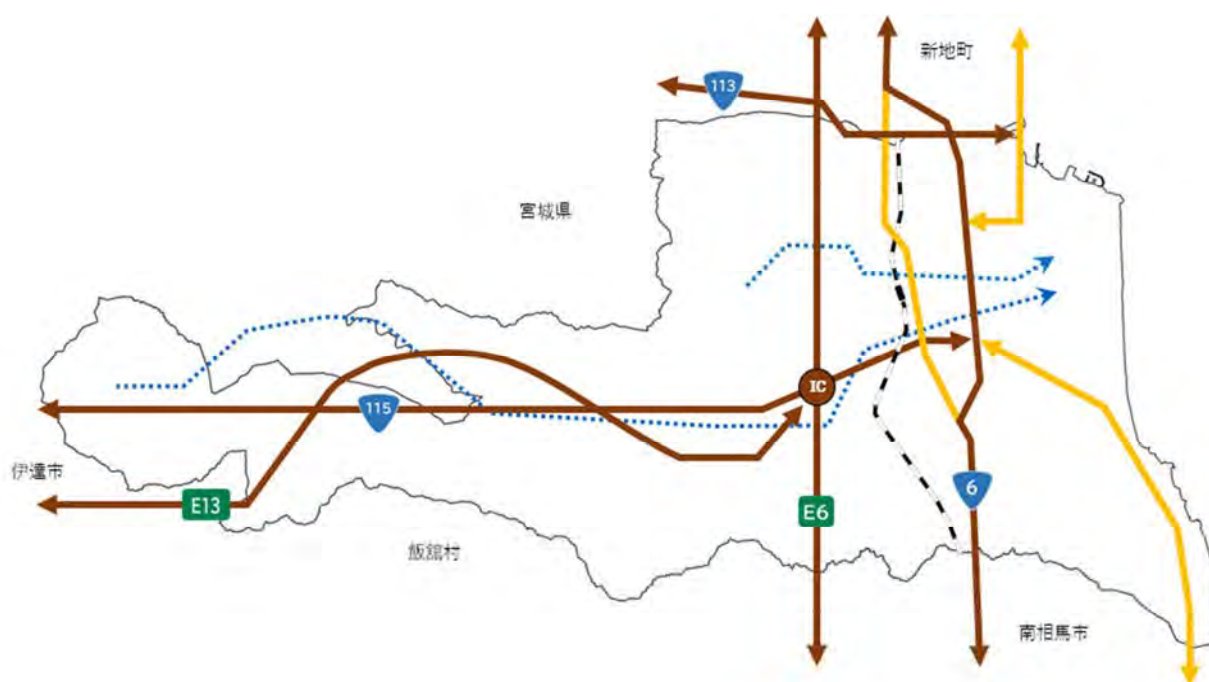
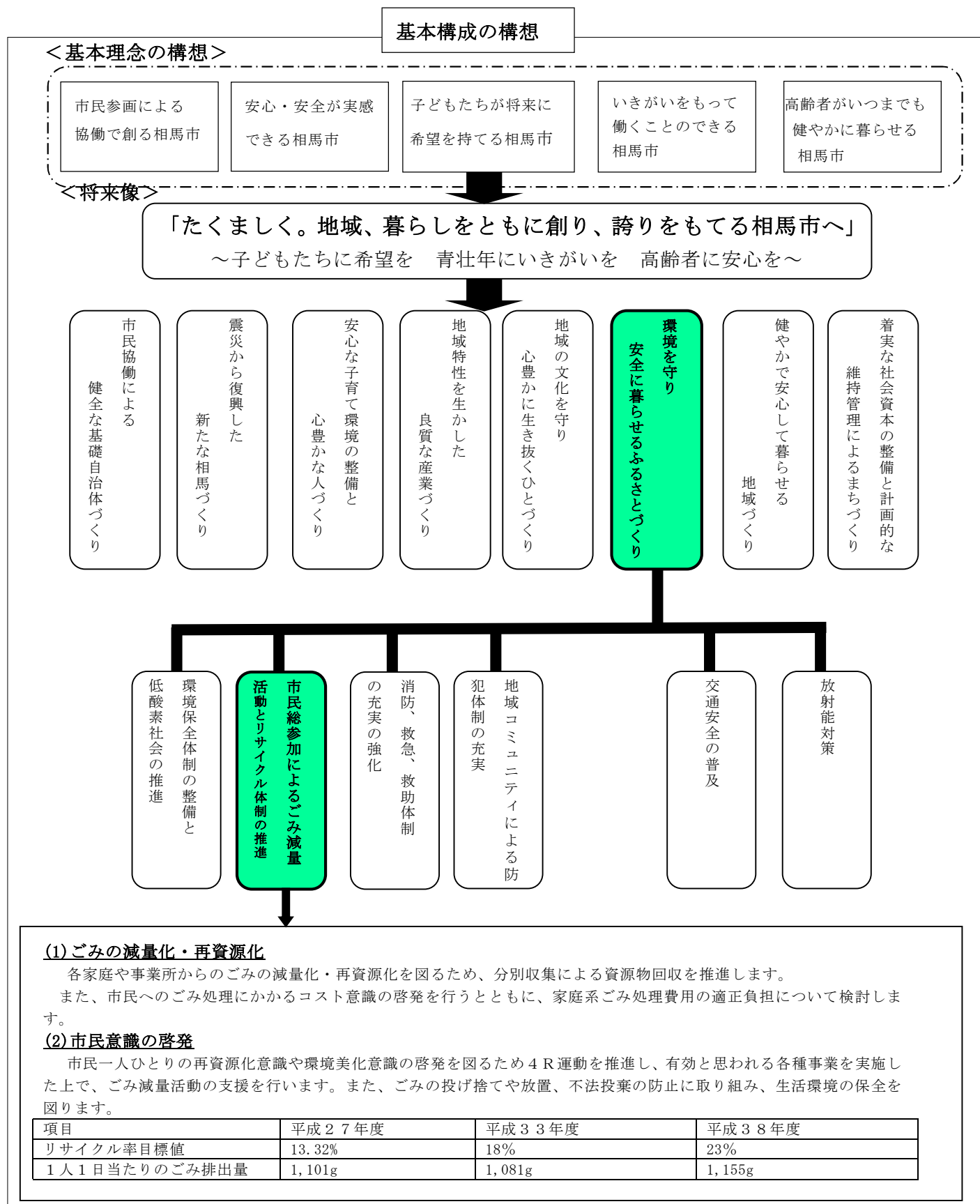


図3-2-8 交通の概要

2-4 将来計画「相馬市マスタープラン 2017」

本市の将来像は「たくましく。地域、暮らしをともに創り、誇りを持てる相馬市へ」とされ
詳細施策・事業の中にごみの減量とリサイクル体制の推進が記載されている。



(1)ごみの減量化・再資源化

各家庭や事業所からのごみの減量化・再資源化を図るため、分別収集による資源物回収を推進します。

また、市民へのごみ処理にかかるコスト意識の啓発を行うとともに、家庭系ごみ処理費用の適正負担について検討します。

(2)市民意識の啓発

市民一人ひとりの再資源化意識や環境美化意識の啓発を図るため4R運動を推進し、有効と思われる各種事業を実施した上で、ごみ減量活動の支援を行います。また、ごみの投げ捨てや放置、不法投棄の防止に取り組み、生活環境の保全を図ります。

項目	平成27年度	平成33年度	平成38年度
リサイクル率目標値	13.32%	18%	23%
1人1日当たりのごみ排出量	1,101g	1,081g	1,155g

図3-2-9 相馬市の将来計画